

高野町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 5 月
高野町教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目 標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

I 計画の趣旨及び現状

(1) 計画の趣旨

本町においては『自ら考え、自由に自分の意志で決め行動し、幸せを掴み、そして社会を創る』を教育の重点指針としている。また、教育複合施設「学びの杜」を拠点として、教育行政と学校、そして保護者や地域が一体となり「ふるさと教育」「市民性を育む教育」「英語教育の推進」を推進している。

しかし、地域住民の学校や教育職員に対する期待の高まりに加え、近年の社会情勢の急激な変化や、学校を取り巻く環境の複雑化・多様化は、教育職員の業務の増加につながりつつある。

教育の質の維持向上を図るため、教育職員のライフ・ワーク・バランスを健全に保ち心身ともに健康な状態で教育活動を行う観点から、教育職員の働き方に対する見直しが不可欠である。

このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に基づき、国の指針(※)を踏まえ働き方改革のさらなる推進に向けて本計画を策定するものとする。

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(令和7年9月25日改正)

(2) 本町の現状

本町では令和2年、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を「高野町立小中学校管理規則」に定めた。

なお、令和7年度の教育職員の時間外在校等時間の状況は以下(表1)のとおりである。

表1 本町教育職員の時間外在校等時間

(令和7年度)

	年平均(時間)	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	139.59	6.5%	0%
中学校	272.23	0%	0%

時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合は、小学校では6.5%、中学校では0%となっている。表1の数値からは、教育職員の業務については概ね時間内に業務ができていているといえる。一方、管理職の時間外在校等時間が長く、学校における慣習等が課題として挙げられる。

教職員が子どもや学校のために必要な議論等を行う時間を十分に確保しながら、教育職員全員が心身ともに健康で働きがいを感じ、職務にあたるためにも、業務の負担軽減に係る体制整備を図り、教育職員の業務に時間的余裕を創出することが必要である。

2 目 標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以内の割合を100%。(個人)
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度。(学校)
- ・ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度。(学校)

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を150以下。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における見守り活動等

各校の実情を踏まえつつ、保護者、地域住民等の協力のもと、通学路の見守り活動を推進する。

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対し、学校では対応が困難な事案においては首長部局とも連携し、弁護士等の専門家の助言等を受ける環境を整備することにより、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

行政機関から学校に発出される調査、アンケート等についてその精選、簡素化、統合・廃止に取り組む。また、不要な押印欄の廃止や FAX 等での回答の廃止を推進する。回答が必要なものについては、デジタル技術を活用する回答方法など事務負担の軽減に向けた改善を行うとともに、教育職員と事務職員が適切に業務分担するよう、指導・助言を行う。

イ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

教育委員会が主となり行う。

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の運営・管理

教育委員会が主となり、学校と連携して行う。

エ 学校敷地内の環境整備・維持管理

教育委員会が主となり、学校と連携して行う。

オ 部活動

外部講師の活用や担当人数の複数化により、部活動担当日数を平準化する。

③ 教育職員業務の効率化を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理のほか、校務分掌業務

校務支援システム等の ICT を活用し、成績処理等に係る時間の軽減を図る。

イ 授業支援

学習支援ソフト・デジタルドリル等を活用し、個に応じた準備に係る時間の軽減を図る。

ウ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の支援導関係会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ、教育職員が連携・協働した支援体制

を構築する。また、教育委員会においては学校・福祉・医療等との情報交流会を開催し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校における教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で学校の特色を活かしながら適切な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう指導・助言を行う。
- ・ 当初のねらいが形骸化するなど、十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の設定など、日課表や行事等の精選・工夫を行うよう、指導・助言を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については医師による面接指導を実施するよう促す。
- ・ 終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組むよう指導する。
- ・ すべての学校においてストレスチェックを実施し、学校は、実施後の集団分析の結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ・ 学校における定時退校日を月4回以上設定し、長期休業(夏季・冬季)等の期間に一斉に学校閉庁日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 学校における児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たっては、関係部局・関係機関の協力を得て取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、タイムカードから出退勤を管理・把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果を参考にする。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題がみられる場合は、当該学校からの聞き取り、指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員を擁する学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況を改善するため、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、本計画の周知を行うとともに、管理職に対して学校マネジメントにおける協議の機会を設定するなど、教育委員会からの支援を強化する。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、必要に応じ校内会議での協議等を踏まえつつ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 本町における業務管理・健康確保措置及び教育職員の業務の適正化について、保護者や地域住民等の理解を促進するとともに、学校運営協議会において、学校の働き方改革について協議を行う。